

2025年2月12日
J A バ ン ク 福 島

令和7年2月4日から的大雪にかかる災害等に対する金融上の措置について

令和7年2月4日から的大雪により被害にあわれた皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

J Aバンク福島では、災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対しまして、状況に応じ下記の金融上の措置を適切に講じることをお知らせいたします。

なお、本件にかかるご相談は、お客さまのお取引のある店舗までお願い申し上げます。

記

1. 貯金証書、通帳を紛失した場合でも、ご本人さまを確認させていただいた上で、お支払について柔軟な対応を行ってまいりますのでご相談ください。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じさせていただきますのでご相談ください。
3. ご事情により、定期貯金等の期限前払戻しについても応じさせていただきますのでご相談ください。
また、これを担保とするお借入れにつきましても適宜ご相談ください。
4. 今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分等についてもご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
6. 損傷した日本銀行券や貨幣の引換えに応じさせていただきます。
7. 国債を紛失した場合は、その取扱いについてご相談ください。
8. 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまからの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行ってまいりますのでご相談ください。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相談に応じさせていただきます。

災害救助法適用市町村

災害救助法適用市町村【福島県】

会津若松市（あいづわかまつし）、喜多方市（きたかたし）、岩瀬郡天栄村（いわせぐんてんえいむら）、南会津郡下郷町（みなみあいづぐんしもごうまち）、南会津郡檜枝岐村（みなみあいづぐんひのえまたむら）、南会津郡只見町（みなみあいづぐんただみまち）、南会津郡南会津町（みなみあいづぐんみなみあいづまち）、耶麻郡北塩原村（やまぐんきたしおばらむら）、耶麻郡西会津町（やまぐんにしあいづまち）、耶麻郡磐梯町（やまぐんばんだいまち）、耶麻郡猪苗代町（やまぐんいなわしろまち）、河沼郡会津坂下町（かわぬまぐんあいづばんげまち）、河沼郡湯川村（かわぬまぐんゆがわむら）、河沼郡柳津町（かわぬまぐんやないづまち）、大沼郡三島町（おおぬまぐんみしままち）、大沼郡金山町（おおぬまぐんかねやままち）、大沼郡昭和村（おおぬまぐんしょうわむら）、大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいづみさとまち）、郡山市（こおりやまし）

以 上

本件に関するお問い合わせ
農林中央金庫 福島支店 総括班
電話番号：024 - 552-5116